お客さまの個人情報を米国内国歳入庁(IRS)に提供するにあたり[※]、「個人情報の保護に関する法律施行規則」第 17 条第 2 項に基づき、以下のとおり情報を提供いたします。

	項目	内容
1	個人情報の提供先の国名	アメリカ合衆国(米国)
2	提供先の国における個人情報保護法制等	・個人情報保護法制 包括的な法令は存在しないものの、個人データの電子的保存を行う公的部門(地方自治体を 含む)および民間部門を対象とする「電子通信プライバシー法」(ECPA)、医療費等に関する 公的機関(同上)および民間機関を対象とする「医療保険の携行性と責任に関する法律」 (HIPAA)等が存在します。 ・個人情報保護法制等について指標となり得る情報 ① EUの十分性認定は受けていません(日本は、十分性の認定を受けています)。② APECの CBPR システムに 2012 年 7 月 25 日より参加しています。 ・「OECDプライバシーガイドライン8原則」に対応する国の義務又は個人の権利 ① 収集制限の原則 HIPAA に一部規定されている ② データ内容の原則 該当する規定は見当りません ③ 目的明確化の原則 該当する規定は見当りません ④ 利用制限の原則 ECPA および HIPAA に一部規定されています ⑤ 安全保護の原則 HIPAA に一部規定されています ⑥ 公開の原則 該当する規定は見当りません ⑦ 個人参加の原則 該当する規定は見当りません ⑦ 個人参加の原則 該当する規定は見当りません ・その他個人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度は、見当りません。 米国の個人情報保護法制等については、個人情報保護委員会の web サイトをご参照ください。
2	は日本生の後日々	(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)
3	JACK OF WARKE	米国内国歳入庁(IRS)(米国の連邦政府機関で、日本の国税庁に相当します)
4	提供先が講ずる個人情報の保護のための措置	IRS は、「OECD プライバシーガイドライン 8 原則」に対応する措置をすべて講じています。
5	提供先における利用目的	租税の賦課徴収
6	個人情報の項目	米国の内国歳入法・財務省規則、米国と日本の政府間協定、およびその他規則(これらを総称して FATCA といいます。)に基づき求められる口座情報

^{※(}FATCA に基づき、各金融機関から、税務上の米国人等の口座情報を IRS 宛てに報告します)